

上越市第2次地域福祉計画の評価・検証

●実施結果の評価
 A：計画を越えて実施
 B：計画どおり実施
 C：一部実施できず
 D：実施に至らず

資料 1

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(1)： きめ細かい相談・支援体制の強化

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
① 相談体制の強化 ・複合的な課題を抱える世帯や各種制度の狭間にいる人を支援するため、専門職チームが関係機関と連携し、相談に対応する	・市内11の地域包括支援センターにおいて、高齢者や障害者、生活困窮者等の相談に対応し、相談者が必要な支援につながっている状態	・市内11の地域包括支援センターで高齢者、障害者、生活困窮、ひきこもりの相談に対応している ・研修会等を通じた地域包括支援センター職員の相談対応力の向上に取り組んでいる	B	・当事者本人に困り感が欠如し、支援につながりにくいケースがある ・長期的な見守りを含めた支援が必要な場合がある ・当事者だけでなく家族全体への支援が必要な場合がある
② 生活困窮者支援の充実 ・生活保護世帯や生活困窮者等の早期自立を支援する ・就労支援員の配置 ・自立支援計画の作成・実行 ・就学援助金や奨学金等各種制度を活用した支援 ・生活困窮者自立支援事業を通じ、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援の実施 ・地域における自立・就労支援等の体制を構築する	・地域に潜在化する生活困窮者を的確に把握し、個々の状況に応じた包括的・継続的な支援を実施し、生活困窮からの脱却やその背景にある様々な課題解決につながる相談支援を実施できる状態	・市内11の地域包括支援センターで生活困窮への相談に対応したことで、より身近な地域での相談が可能となっている(自立相談支援事業) ・就労体験の場の提供、就労準備講習会の開催、無料職業紹介所の開設など、個々の状況に応じた段階的な就労支援の場、社会参加の場を提供している(就労準備等支援事業) ・新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的自立や社会参加に向けた支援が難しい状況が続いていた	B	・潜在する生活困窮者に対し、自立や生活改善に向けた包括的な相談支援や適切なサービスの提供が行われるよう、現在の体制を継続していく
③ 子どもの貧困対策 ・「子どもの貧困対策」の方向性等を定めた「上越市子ども・子育て支援総合計画」を策定し、子どもがすこやかに育つ環境の整備を進める	・「上越市子ども・子育て支援総合計画」に基づく、相談支援体制の充実及び子どもの貧困対策の推進に関する取組が確実に進捗している状態	・子ども医療費助成事業やファミリーサポートセンター事業について、助成の拡充を行い、子育て家庭の負担の軽減を図った ・「こども食堂」や「フードバンク」、「学習支援」など民間や地域住民による支援活動の輪が拡大を見せている	B	・子どもの生活や将来が生まれ育った環境に左右されないよう、関係機関や地域が一体となって子どもの貧困対策に取り組んでいく必要がある
④ 助けを求めることができる市民意識の向上 ・困りごとがある時や虐待を発見した際、ためらうことなく近所の人や民生委員・児童委員、行政などに相談ができる市民意識の向上を進める	・身近な相談相手である民生委員・児童委員、主任児童委員に気軽に相談したり、助けを求めたりしている状態 ・隣近所の住民同士が困った時にSOSを出し合い、相互に支援し合う関係が構築されている状態 ・虐待を発見した場合に、躊躇なく民生委員や行政等に助けを求めることができ、関係機関は発信を的確に受け止め、虐待の早期発見、早期支援ができてきている状態 ・虐待を受けた当事者が、速やかに関係機関等に支援を求めることができる状態	・民生委員を身近に感じてもらい、気軽に相談できる状態とするため、広報上越や町内会班回覧により、民生委員活動を周知している ・市内28地域自治区に生活支援コーディネーターを配置し、町内会長、民生委員、老人会、地域包括支援センター等地域の支援者が集まる協議体会議を開催し、情報共有・連携を図っている ・広報上越やFM放送、すこやかサロン、出前講座等において虐待防止に関する研修等の啓発を実施し、虐待の早期発見・早期支援の取組を進めているほか、子どもたちが虐待についての理解を深め、虐待を受けた際に助けを求めることができるような取組も進めている ・新型コロナウイルス感染症の影響により、人の交流が難しい状況となり、顔を合わせて情報共有を図る会議等の開催が予定どおりできなかったが、現在は感染症の拡大も落ち着いており、会議等も開催できている	B	・引き続き、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を周知し、気軽に相談したり、助けを求めたりすることができる体制を整えていく ・広報上越やFM放送、すこやかサロン、出前講座等、様々な場面を活用し、虐待に関する啓発や悩み事の相談窓口の周知を継続していく
⑤ 相談窓口の周知 ・個人の状況に応じて適切な相談窓口が選択できるよう、広報上越やFM放送などの各種媒体やすこやかサロンなどの場を活用し、相談窓口を周知する	・個々の状況に応じた相談先が市民に周知され、適切な相談窓口が選択できる状態 ・市内11の地域包括支援センターにおいて、高齢者や障害者、生活困窮者等の相談に対応し、相談者が必要な支援につながっている状態			

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(2)： 地域における見守り活動の充実

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続 ・民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成委員、町内会、老人クラブ、地域見守り協力事業所と連携し、子どもや高齢者への日常的な見守り活動を継続する	・地域において、子どもや高齢者への日常的な見守り活動が行われている状態 ・定期的な街頭指導を実施し、非行・犯罪防止及び被害防止の声掛け活動を行う ・各地域の実情に合わせた見守り支援活動の充実が検討され、地域単位での日常的な見守り活動が行われている状態	・地域の見守り等について、関係者が話し合う地域ケア推進会議等を開催し、地域の実情にあった見守り支援につなげている ・民生委員・児童委員への研修会を通じて、見守り支援の体制づくりを行っている ・下校時の児童・生徒を中心に、積極的な声掛けを行っている	B	・地域との関わりが持てない世帯の見守り方を検討していく必要がある ・新型コロナウイルス感染症の影響も考慮した街頭指導方法の検討 ・民生委員・児童委員への研修会について、日頃の民生委員活動に直結するような具体的な内容とする
② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進 ・民生委員・児童委員や主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進する ・保育園やこどもセンターなどで子ども等の様子から、気になるところが見受けられた場合は、積極的に声掛けをしたり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催するなど、子育てをしている人の困り事や不安の解消を図る	・地域において、障害のある人や子育てをしている人などへの日常的な見守り活動が行われている状態 ・子育てに不安や負担感を抱える保護者が相談窓口につながる状態 ・こどもセンターや子育てひろばで子育て相談会を開催し、子育てに関する不安感を緩和することができる状態	・すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応している ・支援の必要な人が早期に相談窓口につながるよう、広報上越やホームページで相談窓口の周知を図っている ・保育園において、気になる園児の保護者に対し、声掛けを行ったり、保護者からの相談に対応している ・核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加のほか、新型コロナウイルス感染症拡大など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増加している	B	・障害のある人や子育ての負担感を抱える保護者が、必要な支援につながるよう、引き続き、関係機関と連携していく ・保護者への声掛けや相談対応のほか、関係機関へのつなぎを確実にを行うことで、切れ目のない支援を継続していくことが重要 ・子育てに関する不安を解消できるよう、あらゆる機会を通じ、各種相談窓口の周知に努めることが必要

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(3)： 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
① 健康づくり活動の推進 ・生涯を通じて生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援する	・市民が生涯を通じて生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援する	・各ライフステージにおいて個別健康指導を中心とした支援を行っている ・特定健診受診率 41.4%で新型コロナウイルス感染症の影響で減少傾向にある ・第2号被保険者新規要介護認定率は0.41%で横ばいで推移	B	・特定健診受診率の向上 ・特定健診の有初見率の減少に向けて、一人ひとりの健診結果や生活背景等に合った個別保健指導を継続していく
② 子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進 ・子どもの肥満の早期発見と生活習慣病予防のため、保護者が子どもの発育を確認する取組を乳幼児期から継続して実施する ・保育園や小中学校における保健活動の充実を図る	・保護者や子どもが発育を確認し、生活習慣の振り返りに取り組んでいる状態 ・肥満の始まりにいち早く気付くよう、保護者への啓発を行い、保育園での継続的な体力づくりを推進しながら、保護者と保育園が共に成長を確認しながら解決策を見出せる状態	・乳幼児健診や保育園等で成長曲線を活用した保健指導、小中学校血液検査事業における事前事後指導等を行っている	B	・子どもの肥満の減少に向け、成長曲線を活用した保健指導を継続する ・園児、学齢期の保健指導については、健康づくり推進課と担当課が連携し、保健指導を行っている ・新型コロナウイルス感染症の影響で、保育園における運動あそびが制限されていた期間があったため、工夫が必要
③ 自殺予防の取組の推進 ・地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制を基盤に、自殺予防に対する市民意識の向上を図る ・医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂を繰り返すことを防ぐための仕組みづくりに取組とともに、遺族の支援や自殺ハイリスク者への対策を進める ・仕事や家庭におけるストレスを抱えやすい壮年期や身体機能の低下から生じる不安を感じやすい高齢期など、妊娠・出産期、思春期・青年期を含めた各ライフステージにおける課題に応じた自殺予防対策を推進する	・30地区で「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくり活動を継続実施している状態 ・妊娠・出産期の課題に応じた自殺予防対策が推進されている状態 ・関係機関と連携し、自殺リスクのある人を早期に発見し、適切な支援につなげることができる状態	・30地区で「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくり活動を継続実施している ・母子手帳交付時やすくすく赤ちゃんセミナーにおいて、マタニティーブルーや産後うつの情報提供を行うとともに、相談先を紹介した。新生児訪問時、産後うつが疑われる人に再訪問等のフォローを行った ・自殺予防対策連携会議を年2回開催し、関係機関と役割分担や課題等の確認を行った ・関係機関と連携し、未遂者や希死念慮を抱えている人に対し、支援を続け、自殺企図の防止に努めた	B	・自殺者が急増しており、実態や対策について、市民や関係機関と情報を共有し、対応していく必要がある ・自殺リスクのある人を早期に発見し、適切な支援につなげることができるよう、引き続き、関係機関との連携を図っていく必要がある

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(4)： 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
① 地域における居場所づくりの推進 ・こどもセンターを始めとする子どもの遊びの場や、保護者同士の子育てに関する情報交換の場を提供するほか、障害のある人の創作的活動や生産活動の場の確保など、個人が地域とのつながりを築くことができる機会を提供することにより、地域における居場所づくりを推進する	・こどもセンターや子育てひろばにおいて、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するほか、子育て支援情報の発信や相談支援など子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する不安感を緩和することができる状態 ・障害のある人が社会から孤立せず、地域とのつながりを築いている状態	・地域の子育て支援拠点としてこどもセンターや子育てひろばを設置し、子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供した ・地域の団体が実施する子ども食堂などに対し、必要な情報提供や運営の支援を行った ・フードバンク活動や子ども食堂など、民間や地域住民による子育て支援活動の輪が広がりを見せている ・障害のある人の活動の場、当事者同士が支援し合うピアサポートの場でもある地域活動支援センターを運営している法人に対し、補助金を交付し、運営を支援している	B	・新型コロナウイルス感染拡大など子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増加している ・子どもや子育て家庭が孤立することのないよう、NPO法人や地域住民と連携した地域の居場所づくりを推進する必要がある ・障害のある人が地域で必要としている支援を把握し、各地域活動支援センターと支援内容を検討していく必要がある
② 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進 ・趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会、すこやかサロンなどを開催し、生きがい・居場所づくりを推進する ・介護が必要な状態に移行することを防止するため、保健師の訪問による個別指導や介護予防に必要な知識の普及、すこやかに老いるための今後の人生を考える啓発講座等を実施する	・高齢者の有する豊かな知識や経験、技能などが地域づくりに生かされ、活力ある地域の推進役を担う高齢者の活動と活躍の場が創出されている状態 ・介護状態になるリスクのある高齢者が介護予防に必要な知識を持ち、自らの生活改善が図られている状態 ・今後の暮らし方や生き方、人生などについて考える機会を提供している状態	・老人クラブ連合会など関係機関と連携しながら、趣味講座や作品展、スポーツ大会などを開催し、生きがい・居場所づくりを推進した ・市内28地区で高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流、生きがいづくりを目的としたすこやかサロンを実施しているほか、理学療法士や健康運動指導士などによる運動指導や脳トレを行う介護予防教室を実施している	B,C	・引き続き、関係機関と連携しながら、趣味講座や作品展、スポーツ大会などを開催し、生きがい・居場所づくりを推進する ・すこやかサロンや介護予防教室について、新規参加者や男性の参加者が少ないため、増やす取組を進める
③ 外出機会の確保 ・余暇活動や社会参加の機会を提供するほか、高齢者の閉じこもりによる体力低下や認知症を予防するため、外出・移動支援を行う	・高齢者の外出機会が確保され、閉じこもりによる体力低下や認知症予防が図られている状態	・シニアパスポート事業による温浴施設等の利用を通じた外出のきっかけを提供している ・閉じこもりと体力低下等の予防のため、高齢者外出支援事業(タクシー、バス利用券の交付)により、高齢者に外出を促している	B	・高齢者の外出機会を増やすため、民間事業所の協力により、シニアパスポートでサービスを受けられる店舗の拡大を進める ・公共交通の利用以外の閉じこもり防止や認知症予防の方策を検討していく
④ 高齢者や障害のある人等の雇用機会の確保 ・高齢者や障害のある人等が個々の能力を生かしながら働くことのできる雇用環境を整えるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進する	・事業者が障害のある人への理解を示し、障害のある人の雇用促進に向けて積極的な採用を行っている状態	・障害者合同就職面接会の開催や障害者雇用啓発チラシの配布を行っている ・障害者多数雇用事業者への優遇措置を実施している ・障害者の法定雇用について、取組を推進している事業所としていない事業所で取組状況が二極化している	B	・引き続き、事業者への意識啓発を行い、障害者雇用について理解を深めていく
⑤ 高齢者や障害のある人等の就労支援 ・高齢者や障害のある人等が就労できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、シルバー人材センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、本人の意向や能力等に応じた就労や就労後の職場定着に向けた取組を進める	・障害のある人が本人の特性や能力等に応じて就労している状態 ・就業を希望する高齢者に対し、本人の意向や能力等に応じた就業機会が提供されている状態 ・障害者の法定雇用率 2.2%以上を達成している状態	・障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人を対象に、就労に向けた支援及び職場定着等の支援を行っている ・就労先や実習先となる企業の開拓を行っている ・シルバー人材センターへの支援を通して、高齢者の就労を通じた生きがいづくりの場を提供している ・障害のある人の資格取得に対する補助を実施している ・ハローワークと連携し、シニアのためのミニ就職面接会を開催	B	・障害者の一般就労を更に拡大していくため、上越市自立支援協議会就労支援部会で出された意見も参考としながら、新たな就労先の拡大や柔軟な雇用形態の拡大など、障害のある人の就労の幅を広げる取組を進める ・事業者に対して障害に関する意識啓発を行い、理解を深めていく ・高齢者の就労機会の確保のため、引き続き、シルバー人材センターを支援する

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(5)： 権利擁護の推進

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
① 権利擁護が必要な人への取組の推進 ・年齢や障害の有無、国籍などに関わらず、市民が自分らしい生活を送る権利が保障されるよう、成年後見制度の周知や子どもの権利チラシの配布などの取組を進める	・成年後見制度などの支援を必要とする人が、相談窓口につながる状態 ・全ての子どもが、性別、家庭の経済状況、障害の有無、国籍などに関わらず、自身の権利が尊重される状態	・市ホームページやチラシを配布し、すこやかに暮らし包括支援センターや地域包括支援センター等、成年後見制度を含めた相談窓口を周知している ・地域で権利に関する講座を開催し、意識啓発を図っている ・子ども自身が年齢に応じて権利について学べる子どもの権利学習テキスト「えがお」を市内全小中学生に配布している	B	・困りごとを抱える市民が相談につながるよう、すこやかに暮らし包括支援センターや地域包括支援センター等、成年後見制度を含めた相談窓口の周知を継続する ・子どもの権利について、子ども自身の理解度は上昇傾向にあるものの、大人の認知度は低い状態にある
② いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応 ・各種相談支援を行う関係機関等と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を寛知した際は、早期に対応する	・虐待を受けた当事者やその周りにいる人が虐待を理解し、虐待が起こった時に、速やかに関係機関に支援を求めることができる状態 ・虐待防止に関わる関係機関が、市民からの虐待に関する発信を的確に受け止め、虐待の早期発見・早期支援ができている状態 ・児童虐待やいじめなどが早期に発見され、速やかに学校教育課や関係機関への通報が行われることで、児童虐待の深刻化を防ぐなど、子どもの人権が守られるとともに、より良い学校生活を送ることができる状態	・広報上越やFM放送等を通して、虐待防止やヤングケアラーに関する啓発を行っている ・関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期支援につなげるため、研修等を実施している ・市内全小中学校の教員を対象にした虐待の通告に関わる研修会を実施し、教職員の資質向上を図り、通告体制の強化につなげている ・校長会や研修会などを通じ、市いじめ防止基本方針に基づいた学校づくり、体制づくりを推進している	B	・虐待等が疑われる事案に対し、適切に関係機関につながるよう、引き続き、啓発活動等の取組を実施していく必要がある ・児童虐待に関し、教職員や保護者、地域の方の知識の向上や対応についての理解を深めていく ・いじめはどの学校でも起こりうることを全教職員で強く意識し、教育活動を展開していく必要がある

基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

◆基本施策(1)： 個性や多様性を認め合う市民意識の向上

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
① 地域の一員として認め合う市民意識の向上 ・「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画」に基づき、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍など、市民一人ひとりの基本的人権が真に尊重され、お互いを地域の一員として認め合うことができるよう、相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発などに取り組む	・市民一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう、市民が人権・同和問題を正しく理解している状態 ・障害を理由とする差別がない状態	・市職員の人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を身に付けることができるよう、研修会を開催している ・市民への啓発と支援のため、広報での人権都市宣言の啓発をはじめ、人権啓発用のリーフレットや町内回覧などでの啓発のほか、市民セミナーや企業向け研修を実施している ・人権・同和問題に関する市民意識調査では、市民の意識は高揚傾向にあることが伺えたことから、引き続き、現計画に位置付ける取組の方向性を継続する ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者団体や福祉事業所などの関係機関と情報を共有するとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を推進している	B	・新型コロナウイルス感染症に関し、本市においても人権侵害が発生した。新たな人権課題の一つとして捉えるなど、様々な人権課題に対する市民意識の向上に向けた教育及び啓発などの取組が必要 ・令和3年に障害者差別解消法が改正され、今後、事業者においても合理的配慮が義務化されることから、市における対応の強化が必要 ・合理的配慮への対応力を高めるため、関係者間での事例検討等を通じた体制づくりが必要
② 人権意識の確立に向けた教育の推進 ・子どもの人権尊重の精神を育むため、学校、地域、家庭と連携して、人権教育、同和教育を中核とした道徳教育等を推進する	・全ての市内小中学校で、保護者や地域住民を対象とした人権教育、同和教育の授業公開や講演会の実施を行うとともに、ホームページやお便りを通じて、取組内容の情報を発信している状態	・コロナ禍ではあったが、同和教育研究指定地区の小中学校で授業公開や講演会を工夫して実施した ・取組の成果を学校同和教育研究資料として刊行、市内全小中学校に配布し、共有を図った	B	・保護者や地域住民が授業公開や講演会に参加しやすいように、開催方法や日程等を工夫する必要がある

基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

◆基本施策(2)： 地域福祉活動の促進

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等 ・地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援を行う ・関係町内会と連携し、民生委員・児童委員の欠員が生じている地域の早期解消を図る	・民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員が生じていない状態	・欠員が生じている地区の町内会に出向き、現状や課題の聞き取りを行うなど、地域の現状や課題を踏まえた対応を行っている ・令和4年12月の一斉改選に向け、委員の負担の平準化を図り、委員活動が円滑に行われるよう、担当地区の見直し等を行った	C	・欠員地区は固定化しており、解消の見込みがたない地区も多い ・欠員地区の周辺地区も含めた地区の見直しや民生委員等の業務代行について、該当の地区民児協や町内会との協議が必要
② 地域福祉活動における出番の創出 ・地域福祉活動の更なる促進のため、引き続き、元気な高齢者や障害のある人などの出番を創出する ・学校教育において福祉について学ぶ、触れる、活動する機会を設けることで、次世代を担う人づくりを進めるとともに、子どもの出番を創出する	・地域で障害のある人が本人の特性や能力等を生かして活躍している状態 ・元気な高齢者が支援を必要とする高齢者の生活支援サービスの担い手として地域で活躍している状態 ・元気な高齢者がボランティア活動を通じて、自身の介護予防を図るとともに、生きがいをみつけられる状態 ・幅広い世代が、福祉施設でのボランティア活動を通じて、世代間のつながりや支え合いの大切さを実感している状態 ・発達段階に応じて、地域の様々な方と協働する活動や社会に貢献する活動に主体的に取り組んでいる状態	・農福連携事業を通じて、地域における障害のある人の出番を創出するため、上越ワーキングネットワークと連携し、農作業受託の開拓・継続のための取組を行っている ・訪問型サービス B(担い手養成講座等含む)を通じて、元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として、地域で活躍している ・元気な高齢者が福祉施設等でボランティア活動を実施できるための環境を整備した ・市内小学校で障害者との交流、パラスポーツ体験を通じて、障害への理解を深めることができた	B,C	・上越市では、農作業の時期が集中する傾向があり、特に冬期間の作業確保が課題である ・ボランティア登録者や受入団体の増加に向けた取組を進める ・障害のある人との交流は子どもの生き方を豊かにする可能性を秘めており、学校教育において福祉について学ぶ、触れる機会を設けることは次世代を担う人づくりに有効である
③ ボランティア・NPO等の活動支援 ・NPO ボランティアセンターを拠点に、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行う ・地域の課題解決や活性化に取り組む町内会などへ地域づくりアドバイザーを派遣するなど、地域のために主体的に行動する人材の育成を図る	・市民活動団体が安定的・継続的に運営を行い、市内の他の団体と連携しながら活動している状態	・NPO ボランティアセンターを拠点に、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行った ・町内会などへ地域づくりアドバイザーを派遣し、地域の課題解決や活性化に取り組んだ	B	・市民活動や地域コミュニティ活動の担い手が、少子高齢化の影響により不足しているため、人材確保を促進する取組も必要

基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

◆基本施策(3)： 地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
① 地域における支え合い体制の充実 ・元気な高齢者が支援を必要とする高齢者及びその家族を支える「地域支え合い事業」の実施など、地域における支え合い体制の充実に取り組む	・「地域支え合い事業」が、全ての地域自治区において住民組織により自主的に運営され、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える「地域支え合い」の体制が構築されている状態	・市内28地域自治区に生活支援コーディネーターを配置し、協議体会議や地域支え合い事業などを開催することで、地域における支え合い体制の構築を図った	B	・受託者が住民組織化されていない4つの地域自治区について、住民組織化を図り、市内28地域自治区全てで体制が構築できるよう取り組む
② 上越市版地域包括ケアシステムの構築 ・子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの構築に取り組み、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進める	・すこやかなくらし包括支援センター及び市内11の地域包括支援センターにおいて、高齢者や障害のある人、生活困窮者等の相談に対応し、相談者が必要な支援に繋がる状態	・令和2年4月から、市内11の地域包括支援センターにおいて、高齢者や障害のある人、生活困窮者等の相談に対応している ・複合的な課題を抱える世帯や各種制度の狭間にいる人を的確に支援できるよう、研修等を通して、すこやかなくらし包括支援センター職員や地域包括支援センター職員の対応力向上を図っている	B	・周囲の人が困っていても当事者本人に困り感がなく、必要な医療や福祉サービスの利用につながらず、長期的な見守りを含めた支援が必要な場合がある ・対応にあたり、当事者本人も含めた家族全体への支援の視点を持ちながら、関係機関等と連携した取組が欠かせない状態となっている

基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

◆基本施策(1)： 個人に寄り添った福祉サービスの提供

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
<p>① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供 ・「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づき、障害のある人一人ひとりの個性を尊重したサービスを提供する</p>	<p>・障害の状態や介護者の状況など、個人の状況を的確に把握した上で、一人ひとりに寄り添いながら、最適な福祉サービスを提供している状態</p>	<p>・障害のある人一人ひとりの能力・適正等に応じた訓練や介護給付などの最適な福祉サービスを提供するため、市担当者が相談支援専門員からアセスメント内容等を丁寧に聞き取り、障害福祉サービスの支給決定を行う ・相談支援専門員を対象とした研修会を実施し、支援の質の向上に取り組んだ</p>	B	<p>・サービス提供事業所間で、最適なサービス提供に資する情報共有の場が不足している</p>
<p>② 高齢者福祉サービスの提供 ・「上越市第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画」に基づき、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスを提供する</p>	<p>・高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、個人の状況に応じた最適な各種介護・福祉サービスが提供されている状態</p>	<p>・市内 11 の地域包括支援センターが立案する介護予防ケアプランのうち、毎月、新規のプランについて自立支援・重度化予防につながる視点で確認を行った ・要介護者の除雪費助成や緊急通報装置等について民生委員による申請支援を行った</p>	B	<p>・地域包括支援センターが作成する新規ケアプランを全件点検していたが、自立支援・重度化防止につなげるために業務の効率化を図る必要がある ・除雪費助成の制度見直しの検討を行い、必要な人に必要な支援がされる状態にする</p>
<p>③ 母子保健事業の充実 ・母子ともに健康で安心した生活を送ることができるよう「上越市健康増進計画」に基づき、妊婦検診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組む</p>	<p>・妊婦及び家族が妊娠中の体の変化を理解し、健康づくりについて意識して取り組んでいる状態 ・子どもの発育、発達にあった生活習慣の確立等について主体的に取り組んでいる状態</p>	<p>・すすく赤ちゃんセミナーにおいて、母子だけでなく家族の健康づくりや生活リズムの重要性について健康教育を行っている ・参加者の99%は講座の内容を理解できている ・乳幼児健診において、生活リズムの重要性について保健指導を行っているが、リズムの確立は継続支援が必要な状況にある</p>	B	<p>・妊娠期から規則正しい生活習慣の確立に向け、健康教育や個別保健指導での支援を継続して行う必要がある</p>
<p>④ 子育て世帯への支援 ・子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援する</p>	<p>・子育てに不安や負担感を抱える保護者が、すこやかなくらし包括支援センターの相談窓口につながる状態 ・親子の関わり方やコミュニケーションについて学べる機会がある状態 ・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者が、子どもの特性に気づき、こども発達支援センターに相談できる状態 ・多様化するニーズに対応した保育サービスを提供し、子育てに対する負担や不安を和らげ、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう状態 ・放課後児童クラブの支援員の資質向上や児童の健全育成に向けた運営形態の充実を図り、特別な支援を要する児童も含め、放課後児童クラブを利用する全ての児童が安全・安心に過ごせる環境を整備する ・子育てに対する負担や不安が少なく、自信をもって子育てに向き合うことができる状態 ・こどもセンター及び子育てひろばで、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供する他、子育て支援情報の発信や相談支援など子育て支援機能の充実を図り、子育てに関する不安感を緩和することができる状態</p>	<p>・すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応している ・保育園等と連携し、保護者が幼児期における親子間のより良い関わり方を学べる機会を設けている ・こども発達支援センターにおいて、保護者の不安等を受け止め、助言等を行っている ・保育園等巡回相談を実施し、支援が必要な子どもについて、必要に応じて、こども発達支援センターの相談や療育につなげた ・病児・病後児保育及びファミリーヘルプ保育園、一時預かり事業等を実施し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応することができた ・研修会を開催し、放課後児童クラブ支援員の質の向上を図るとともに、特性のある児童への支援は、ケース会議を開催し、情報共有を図りながら児童の育成支援に努めた ・各種母子保健事業において相談支援を行うとともに、相談内容を関係機関と情報共有し、必要な支援につながるよう支援した ・こどもセンター及び子育てひろばで、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するとともに、子育て相談や各種講座を実施するなど、保護者の子育て不安感や孤立感の緩和と安心して子育てができる環境づくりを推進した ・コロナ禍でも気兼ねなく相談や交流ができるように、オンラインを活用した相談、交流の場を整備した</p>	B	<p>・子育てに不安や負担感を抱える保護者が、すこやかなくらし包括支援センターの相談窓口につながり、必要な支援を受けられるよう、引き続き、関係機関と連携した取組を実施していく必要がある ・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に的確に対応し、必要な支援につながるよう、引き続き、関係課や関係機関との連携を図るとともに、対応力の向上を図っていく必要がある ・保護者の子育てへの負担をさらに軽減するため、多様化する保育ニーズに対応した取組を継続して行っていく必要がある ・放課後児童クラブの運営形態について、民間への委託も検討する方法もある ・妊娠期から切れ目のない支援を行うために、人材確保や必要なサービスが提供し続けられるよう体制を整えていく必要がある ・保護者ニーズを踏まえ、個々の家庭に寄り添った「人的支援」を強化していく必要がある</p>

基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

◆基本施策(2)： 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
<p>① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実</p> <p>・市民が必要とするときに必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き、広報上越や市のホームページ、福祉サービスに係る各種ハンドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図る</p>	<p>・市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報が容易に入手できる状態</p>	<p>・障害福祉ハンドブックを作成し、相談支援事業等と連携して福祉サービスの周知を図った</p> <p>・高齢者福祉のあらしを作成し、地域包括支援センター等と連携してサービスの周知と利用促進を図った</p> <p>・保健活動や障害サービス認定調査の際、必要に応じて福祉サービスの情報提供を行った</p> <p>・保育園の空き状況や、各種保育サービス等の情報を市ホームページに掲載しているほか、新年度入園の受付時にはFM等でも情報提供を行っている</p> <p>・じょうえつ子育て info ハンドブックの発行や上越市子育て応援ステーションの WEB サイトを運営し、子育て支援情報について、情報提供している。じょうえつ子育て info ハンドブックはこどもセンターや子育てひろばに配置するとともに、出生届提出時や各種セミナーの際に配布</p> <p>・相談窓口に関する情報について、各種媒体を活用して周知している</p> <p>・こども発達支援センターで行っている相談や療育に関する情報について、市ホームページ等で周知したほか、休日相談会等の情報について、保育園や幼稚園等から保護者等に情報提供した</p> <p>・広報上越や市のホームページ、福祉サービスに係る各種ハンドブックに情報を掲載したほか、民生委員や地域包括支援センター等との連携により、市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報が容易に入手できるようにした</p>	B	<p>・障害の程度が変わることで、使用できるサービスが変わることがあるため、現在の状況に合ったサービスの情報を提供し、利用できるサービスの使用につなげていく</p> <p>・高齢者にも理解しやすい提供の仕方や情報量に留意するとともに、民生委員や地域包括支援センターなどに対し、引き続き協力を呼び掛けていく</p> <p>・引き続き、保健活動等の機会を活用し、情報を提供していく</p> <p>・相談や療育に関する情報について、引き続き、各種媒体を活用し、発信していく</p>
<p>② 情報の取得が困難な人への情報入手支援</p> <p>・障害などにより情報の取得が困難な人が、必要な情報を確実に入手するとともに、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、音声化した広報上越の貸出などの支援を行うことで、社会生活の安定と福祉の増進を図る</p>	<p>・どのような場面でも情報保障がされている状態</p>	<p>・医療機関の受診や学校等の面談時などに手話通訳・要約筆記者を派遣した</p> <p>・手話通訳や要約筆記者の養成講座を開催した</p>	B	<p>・手話通訳者(県資格)の取得は難しく、近年3年間で1名のみ取得している。手話通訳者の高齢化もあり、早めの増員が望まれる</p>
<p>③ 「職員対応要領」に基づく適切な対応</p> <p>・窓口業務や会議、イベント等において、障害のある人に対する差別的な取り扱いを行わないほか、障壁を除去するための合理的配慮の提供を行うなど、職員対応要領に基づき適切に対応する</p>	<p>・窓口業務や会議、イベント等で合理的配慮がなされ、適切な対応が行われている状態</p>	<p>・障害者差別解消法に関する職員研修会を開催するなど、庁内各課へ周知啓発を行っている</p>	B	<p>・庁内のどの窓口においても同水準の対応ができるよう、具体的な対応の流れを整理する必要がある</p>

基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

◆基本施策(3) : 安心して暮らせる環境の整備

取組の方向性	令和4年度末までに目指すべき状態	評価・検証		
		現状	評価	課題
<p>① 地域における生活基盤づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時だけでなく、災害時などの緊急時においても高齢者や障害のある人などが安心して過ごせるよう、引き続き、グループホームの整備や緊急時における受入れ体制づくり等を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・自らのライフスタイルや生活状況に合わせて希望する施設や住まいで生活している状態 ・緊急的な事情等が発生した場合に、短期入所の受け入れが行われている状態 ・災害時において、一般の避難所での避難生活が困難な特別な配慮を必要とする高齢者等に対し、身体等の状況に応じた生活環境が整備された福祉避難所が確保されている状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームや障害福祉サービス事業所の施設整備に取り組む社会福祉法人等に対して補助金を交付し、障害のある人のニーズに対応した施設整備を促進した ・医療行為を必要とする重症心身障害児者の緊急的な受入れに対応するため、さいがた医療センターにおいて2床を365日確保した ・地域生活支援拠点等を開設する社会福祉法人等との連携により、緊急短期入所等に対応した ・災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を更新し、町内会や関係機関に情報を提供した ・町内会において、個別避難計画を作成している 	B,C	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに対応するため、グループホーム等の建設をさらに進める必要があるため、社会福祉法人等への働きかけを行う必要がある ・地域生活支援拠点等を中心に地域の支援体制や受入体制の充実を図る必要がある ・避難行動要支援者名簿を定期的に更新する ・個別避難計画の作成は町内会への負荷が大きく、更新が進まない町内会もある。対応が困難で計画未作成の町内会もあり、行政が作成を支援していく必要がある
<p>② 地域医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築を契機として、市内の病院や診療所等との地域医療連携体制を一層充実するとともに、上越地域医療センター病院と市立診療所のネットワーク化を推進することにより、市民ニーズに応じた質の高い医療を提供できる状態を目指します。 ・人口減少や高齢化の進展の影響が大きい中山間地においても身近で適切な医療が受けられるよう、機能的な医療体制を確立していくとともに、二次救急病院との連携を強化し、地域における救急医療体制の充実に努めます。さらに、地域医療体制を維持するため、県や医療機関、医師会等と連携し、地域全体の医師確保に向けた取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築を契機とした地域医療連携体制の充実や上越地域医療センター病院と市立診療所のネットワーク化の推進により、市民ニーズに応じた質の高い医療が提供されている状態 ・二次救急病院との連携による救急医療体制の充実や、県や関係機関と連携した地域全体の医師確保の取組の推進により、安定的かつ機能的な医療体制が確保されている状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症拡大の影響により大幅に減少した患者数は回復傾向にあり、病院改築に向け経費削減や新たな収入の確保など収支改善に引き続き取り組んでいる。また、将来、センター病院に受け入れが求められる症例と患者数についての議論が現在、地域医療構想調整会議において進められおり、その結果を反映した収支シミュレーションを行い、早期の基本設計着手を目指している。 ・市立診療所では、医師の高齢化や2024年の医師の働き方改革、休日・夜間等の急患対応等も含め、医師確保が難しい。 ・令和元年度に保健所が中心となり、U・Iターン施策と連携した医師向けパンフレットの作成や令和2年度には、上越圏域医師確保戦略推進会議が県HPを活用し、医師のU・Iターン促進に向けた情報発信を行ったが、国が示した医師偏在指標の全国順位は低く、更に上越地域は医師少数区域と設定され、直接的な医師確保につながっていない。 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・センター病院の改築については、地域医療構想調整会議において、施設整備に大きく関わるセンター病院に受け入れが求められる症例と患者数に関する議論に目途を付け、収支シミュレーションに反映させなければならないため、議論の結果を早期に得られるように務める必要がある ・市立診療所において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響や地域の過疎化に伴う人口減少、患者の老人福祉施設等への入所等による患者数の減少 ・診療所医師に向けた上越地域医療センター病院と市立診療所、診療所間の更なる連携や人的なネットワークによる診療体制の構築

上越市第3次地域福祉計画の体系(案)

誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現



上越市第3次地域福祉計画の体系(案) 説明

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(1)： きめ細かい相談・支援体制の強化

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 相談体制の強化	① 相談体制の強化	踏襲	<ul style="list-style-type: none"> ・現状において、市内11の地域包括支援センターで高齢者、障害のある人、生活困窮者、ひきこもりなどの相談に対応している。 ・各地域包括支援センターが相談対応を行う中で、複合的な課題を抱えるケースや長期に渡り関わり続ける必要があるケースなど、様々な案件への対応が必要となっている。 ・様々な案件へ対応できるよう、相談に関わる職員の育成や職員数の見直しなど現状を強化・充実していく必要があることから、①、②の項目は変更せずに掲載したい。
② 生活困窮者支援の充実	② 生活困窮者支援の充実	踏襲	
③ 子どもの貧困対策	③ 子どものセーフティネットの強化	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議で説明した市長公約を実現するための8つのプロジェクトのうち「子育てプロジェクト」の中で、ヤングケアラーや子どもの貧困、不登校など特別な支援が必要な子どもの発見、居場所づくりへの対応等について『子どものセーフティネットの強化』と整理がされた。 ・福祉計画においても子どもの貧困だけでなく、ヤングケアラーなど様々な事案への対応を掲載する必要があることから、第2次計画の「子どもの貧困対策」を「子どものセーフティネットの強化」に変更して掲載したい。
④ 助けを求められることができる市民意識の向上	④ 相談窓口の周知と市民の活用の啓発	変更	
⑤ 相談窓口の周知			

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(2)： 地域における見守り活動の充実

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続	① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続	踏襲	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、実施している関係機関等との連携などによる見守り活動を継続していく必要がある。 ・第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進	② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進	踏襲	

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(3)： 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 健康づくり活動の推進	① 生涯を通じた切れ目のない生活習慣病予防・介護予防の推進	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画では「①健康づくり活動の推進」として、成人の生活習慣病対策への取組、「②子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進」として児童・生徒への取組を位置付けていた。 ・第3次計画では、乳幼児期から成人期、高齢期を通じて生活習慣病対策を行い、要介護状態となる方を減らすように取組を進めるため、「①生涯を通じた切れ目のない生活習慣病・介護予防の推進」として掲載したい。
② 子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進			
③ 自殺予防の取組の推進	② 自殺予防対策の促進	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺者数が増加傾向にある現状を踏まえ、より積極的に取組を進めるため「②自殺予防対策の促進」として掲載したい。

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(4)： 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
① 地域における居場所づくりの推進	④ 障害のある人の地域における居場所づくりの推進	変更	・第2次計画「①地域における居場所づくりの推進」は、子どもと障害のある人の居場所に関する取組を位置付けていた。 ・子どもの居場所については、前述の基本施策(1)きめ細かい相談・支援体制の強化「③子どものセーフティネットの強化」に整理することから、ここは「④障害のある人の地域における居場所づくりの推進」として、障害のある人に特化した形で掲載したい。
② 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進	① 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進	変更	・「②高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進」は今後も継続して取り組む必要がある。 ・第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
③ 外出機会の確保	② 外出機会の確保	踏襲	・第2次計画では、対象者として高齢者と障害のある人を位置付けていた。 ・第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
④ 高齢者や障害のある人等の雇用機会の確保	③ 障害のある人の雇用促進・就労支援	変更	・現状において、シルバー人材センターやハローワークで高齢者の雇用機会等が確保されていることから、ここは障害のある人に特化して掲載したい。 ・雇用促進と就労支援については、一緒に推進するものであるため、一つの項目としてまとめ、「③障害のある人の雇用促進・就労支援」としたい。
⑤ 高齢者や障害のある人等の就労支援			

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(5)： 権利擁護の推進

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
① 権利擁護が必要な人への取組の推進	① 成年後見制度の利用促進	変更	・第2次計画では「権利擁護が必要な人への取組の推進」として、成年後見制度と子どもの権利に関する取組を位置付けていた。 ・第3次計画では「①成年後見制度の利用促進」、「②子どもの権利の尊重と保障に関する施策の推進」の2つに分けて掲載することで、より具体的に計画に反映していきたい。
	② 子どもの権利の尊重と保障に関する施策の推進		
② いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応	③ いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応	変更	・今後も現在の取組をしっかりと継続していく必要があるため、第2次計画と同様に掲載したい。

基本目標1 一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

◆基本施策(6)： 再犯防止の推進

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
	① 更生保護関係団体等との連携及び活動の支援	新規追加	・平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村に対して地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされた。 ・市町村が策定する計画については、政策的に関連の深い地域福祉計画など他の計画と一体的に策定することも可能とされていることから、第3次計画に掲載することとした。
	② 更生保護に関する取組の広報・啓発活動の推進		

基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

◆基本施策(1)：個性や多様性を認め合う市民意識の向上

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 地域の一員として認め合う市民意識の向上	① 地域の一員として認め合う市民意識の向上	踏襲	・現在、取り組んでいる人権に関する相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発活動について、今後も継続していく必要がある。 ・第2次計画と同様に掲載したい。
② 人権意識の確立に向けた教育の推進	② 人権意識の確立に向けた教育の推進	踏襲	

基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

◆基本施策(2)：地域福祉活動の促進

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等	① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動の支援や委員の充足等	一部追加し踏襲	・地域住民の身近な相談相手であり、支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役である民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を今後も継続して支援する必要があるほか、現在、定員割れしている状況の改善に向けて取り組む必要があるため、「委員の充足」を追加し掲載したい。…委員意見反映
② 地域福祉活動における出番の創出	② 地域福祉活動における出番の創出	踏襲	・地域福祉活動を促進させていくため、高齢者や障害のある人等の出番の創出を引き続き実施していく必要があるため、第2次計画と同様に掲載したい。
③ ボランティア・NPO等の活動支援	③ ボランティア・NPO等の活動支援	踏襲	・市民活動や地域コミュニティ活動への協力等を行うボランティアや NPO 等の活動を今後も継続して支援していく必要があるため、第2次計画と同様に掲載したい。

基本目標2 一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

◆基本施策(3)：地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築定着

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 地域における支え合い体制の充実	① 地域における支え合い体制の充実	踏襲	・地域づくりに欠かすことのできない地域における支え合い体制の充実に向けた取組を、今後も継続して実施していく必要があるため、第2次計画と同様に掲載したい。
② 上越市版地域包括ケアシステムの構築	② 上越市版地域包括ケアシステムの深化	変更	・市内11の地域包括支援センターにおいて高齢者、障害のある人、生活困窮などの相談に対応する体制は構築されたことから、この体制をしっかりと定着させる必要がある。 ・今後は関係機関等が連携して支援に当たる重層的な支援体制の構築に取り組む必要があることから、第3次計画では「システムの構築」を「システムの深化」と改めて掲載したい。

基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

◆基本施策(1)： 個人に寄り添った福祉サービスの提供

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供	① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供	踏襲	・現在進行中の「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づき、障害のある人一人ひとりの個性を尊重したサービスの提供等について位置付けている。 ・福祉の最上位計画として、第3次計画においても同様に位置づけていくため、第2次計画と同様に掲載したい。
② 高齢者福祉サービスの提供	② 高齢者福祉サービスの提供	踏襲	・現在進行中の「上越市第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画」に基づき、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスの提供等について位置付けている。 ・福祉の最上位計画として、第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
③ 母子保健事業の充実	③ 母子保健事業の充実	踏襲	・現在進行中の「上越市健康増進計画」に基づき、妊婦検診や乳幼児健診、予防接種などを通じた母子保健の充実について位置付けている。 ・福祉の最上位計画として、第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。
④ 子育て世帯への支援	④ 子育て世帯への支援	踏襲	・保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、様々な支援策を位置付けている。 ・第3次計画では、子育て等に関する計画である「上越市子ども・子育て支援総合計画」を位置付けていきたい。 ・福祉の最上位計画として、第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。

基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

◆基本施策(2)： 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援

第2次計画 基本施策 取組の方向性・概要	第3次計画 基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実	① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実	踏襲	・広報上越や市のホームページ、福祉サービスに関する各種ハンドブックなど様々な媒体を活用し、市民が必要な時に必要な情報が容易に入手できる体制について位置付けている。 ・サービス等の利用が必要な人へもれなく情報が提供できる体制を充実させていくことは継続して取り組むべきものであり、第3次計画においても同様に位置づけていくため、第2次計画と同様に掲載したい。
② 情報の取得が困難な人への情報入手支援	② コミュニケーションに困難を抱え情報の取得等が困難な人への情報入手支援	一部追加し踏襲	・「障害により、音声による情報共有ができない」など、様々な理由により情報の取得が困難な人も必要な情報が入手できる体制を今後も継続して整備していく必要がある。 ・第2次計画を踏襲しつつ、情報の取得だけでなく、もう少し幅広くコミュニケーションというくくりでの対応を図っていくこととした。
③ 職員対応要領に基づく適切な対応	③ 職員対応要領に基づく適切な対応	踏襲	・合理的配慮が広く求められている中、市職員が模範となって行動できる体制の整備に今後も継続して取り組んでいく必要がある。 ・第2次計画と同様に第3次計画に掲載したい。

基本目標3 一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

◆基本施策(3)：安心して暮らせる環境の整備

第2次計画	第3次計画	第2次と第3次 の比較	基本施策 取組の方向性・概要(案)見直し理由
基本施策 取組の方向性・概要	基本施策 取組の方向性・概要(見直し案)		
① 地域における生活基盤づくり	① 地域における生活基盤づくり	変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルや生活状況に合わせて希望する施設等で生活できるよう、計画的に施設整備を進めるため、第2次計画と同様に第3次計画に登載したい。 ・令和3年に災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。 ・市長の公約プロジェクトの一つ「防災プロジェクト」においても、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の実効性を高めるための取組を今後、実施していくこととしていることから、これまで「①地域における生活基盤づくり」の中に含めていたものを分けて、新たな項目として登載したい。
	② 災害時における避難行動要支援者の支援体制の整備		
② 地域医療体制の充実	③ 地域医療体制の充実	踏襲	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域医療センター病院の改築、市内病院や診療所等との地域医療連携体制の一層の充実を位置付けており、今後も継続した取組を実施していくことから、第2次計画と同様に第3次計画に登載したい。